

オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中山間地域における既存施設・資源を、「交流拠点」「生活支援拠点」として活用することによるコロナ禍・アフターコロナを見据えた新しいライフスタイル・ビジネススタイルの創出に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域ニーズに沿った暮らし方・働き方の取組推進及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) オクオカ

都心の喧騒を離れ、落ち着いた時間を過ごせる岡崎の奥座敷、本市の中山間地域を指す愛称をいう。

(2) 中山間地域

岡崎市中心間地域活性化計画で定める生平学区、秦梨学区、常磐南学区、常磐東学区、常磐学区、恵田学区、奥殿学区、豊富学区、夏山学区、宮崎学区、形埜学区、下山学区の12学区（ただし市街化区域は除く）をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次

の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) オクオカ内で実施される施設及び備品等の整備事業であること（駐車場等のみの利用を含む）。
- (2) 事業の「計画」「効果」「収支計画」が明確であること。
- (3) 同一事業について、他に補助金を受けていないこと。
- (4) 事業効果がオクオカの発展に寄与するものであること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 本市が実施する公募型プロポーザルにより選定された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (5) 市区町村税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象経費は、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額以内とし、1事業当たりの上限額は5,500,000円とする。

2 総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第六号）

別表処分制限期間に該当する年数を超える期間での事業実施の誓約を行う場合には、前項の補助率を3分の2と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金交付申請書(様式第1号)に企画提案書及び収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助対象事業が完了したときは、オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その

一部又は全部を概算払により交付することができる。この場合、補助事業者は、オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金概算払承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負業者等から補助事業者への請求書の写し
- (2) その他、市長が必要と認める書類

2 前項に基づく概算払を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助金により取得した財産等（以下「取得財産等」という。）を市長の承認を受けずに補助金交付の目的以外に使用し、譲渡し、取り壊し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等が「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第六号）」別表処分制限期間に該当する年数を経過した場合はこの限りではない

2 補助対象事業者が市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納させることができる。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、既に補助金の交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 交付決定した事業が、補助対象事業の条件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助を受けたことが判明したとき
- (3) その他、市長が特にその必要があると認めるとき

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定の報告書（様式第 4 号）を市長に速やかに提出するものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、第 11 条に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第 9 条の規定は、第 2 項に基づく返還があった場合について準用する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づき既になされた交付決定に係る補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有する。

別表 補助対象経費 (第6条関係)

| | |
|---------------|--|
| <p>施設整備費</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の改築、模様替え（構造部である壁や間仕切りなどの変更を行うための工事）その他の改修（経年劣化した部分の原状回復を図る改修等を含む。）に要する経費 ・ 電気、水道の敷設に要する経費 ・ 空調、セキュリティ関連の整備費 ・ 光ファイバの施設構内への引込み工事 ・ 外構工事費、既存施設の除却・解体費 <p>※ 用地取得費については対象外とする。</p> |
| <p>備品購入費</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的なオフィス等の機能（リモートワーク等も含む）として必要な備品（事務機器、工作機械、工具等の購入費 等） ・ 体育用具、健康器具の購入費 等 ・ 車両購入費 ・ その他、事業実施に必要な器具の購入費 等 |
| <p>その他諸経費</p> | <p>施設及び備品整備に伴う報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、委託料、使用料、賃借料、燃料費、通信・運搬費、保険料、手数料等。その他、事業実施に必要な経費であって、いずれの区分にも属さない経費。ただし、当該事業のために使用されることが特定及び確認できる経費であること。</p> |

様式第1号（第8条関係）

オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

申込者 住 所
事業者名
代表者氏名
※自署または記名押印
担当者氏名
連絡先（電話）

⑩

オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を受けたいので、企画提案書及び収支予算書を添えて申請します。

様式第2号（第10条関係）

オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

申込者 住 所
事業者名
代表者氏名
※自署または記名押印
担当者氏名
連絡先（電話）

㊟

令和 年 月 日付け中山第 号岡崎市指令 第 号でオクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金の交付決定がありました事業実績について、オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果

様式第3号（第12条関係）

オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

申込者 住 所
事業者名
代表者氏名
※自署または記名押印
担当者氏名
連絡先（電話）

㊟

令和 年 月 日付け中山第 号で補助金の交付決定通知のあつたオクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金について、オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、補助金の概算払を請求します。

1 補助金の概算払請求額 金 _____ 円

様式第4号（第15条関係）

令和 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

申込者 住 所
事業者名
代表者氏名
※自署または記名押印
担当者氏名
連絡先（電話）

⑩

オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額の確定額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円